事務事業評価シート

(平成25年度実施事業)

事務事業名	配給水管維持管理事業					事業コード		1244
所属コード	905100 課等名			水道維持課			名 維持管理係	
課長名	坂本純一 担当者		名	伊藤健一	内線番号 6		697-6275	
評価分類	■一般□□□	公の施設		大規模公共事業		補助金		〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	快適な都市機能	コード	7			
体系	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	⊔ 7,	5			
	基本事業	安定給水の確保	П 7,	1			
予算費目名	水道事業会	水道事業会計 1款01項20目 配給水管維持管理事業(019-10)					
	水道事業会	¥ 美会計 1 款 01 項 30 目 配給水管維持管理事業 (019-10)					
特記事項							
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年度	年月	헌			
根拠法令等							

(2) 事務事業の概要

配給水施設の維持管理を適切に行うため、維持管理マニュアルに基づいた計画的な配水管路 のパトロールを実施するとともに、効率的な修繕工事を実施し配給水施設の機能確保を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

昭和9年12月の給水開始以来,水道事業の執行に伴い,水道施設の適切な維持管理業務を始めたもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

水道施設の経年劣化等により配水管の老朽化が進んでおり計画的な更新が必要であるが、収益の減少により予算確保が課題となっている。

(1) 対象(誰が,何が対象か)

導水管,送水管,配水管及び給水管の一部

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 給水栓数	件	130,163	130,910	131,000	131,252	131,500
B 配水管延長	Km	1,487.1	1,493.9	1,515.0	1,498.9	1,515.0
С						

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

- ・配給水管の漏水修理
- ・折損等事故による修理
- ・配水管路パトロール(配水施設の点検)

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 漏水修理件数	件	302	281	240	235	220
B 点検管路延長(パトロール距離)		365	365	365	365	370
С						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

配給水管の機能を保つことにより、水道利用者の安定給水を図る

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

사사표 전 ㅁ	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 修繕率(漏水修理件数/給水栓数)	口上げる						
	■下げる	%	0.23	0.21	0.18	0.17	16.7
	□維持						
B 点検率(点検管路延長(パトロール距	■上げる						
離)/配水管延長)	口下げる	%	24.5	24.4	24.0	24.3	24.4
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

(// +*	· R					
項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	79,415	73,862	76,100	57,561
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	79,415	73,862	76,100	57,561
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	6,500	6,500	7,000	6,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	26, 000	26,000	28,000	26,000
計	トータルコスト A+B	千円	105,615	99,862	104,100	83,561
備考						

3 事務事業の評価 (See)・・・・・・

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

結びついている。

配給水管の維持管理を適切に行うことにより、安定給水が図られている。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

水道事業の管理者として、市が行うべきものである。

③ 対象の妥当性

現状妥当である。

給水に必要な施設である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

断水等により市民生活に大きな支障を及ぼすこととなり、安定給水に影響がでる。 漏水による道路陥没等の二次災害を引き起こす可能性がある。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

向上余地がある。

他工事に際して水道管の配管状況調査を徹底することにより、毀損事故を防ぐ。 経年管更新事業等により計画的に老朽管を更新することにより、維持管理費を抑制する。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

①受益機会の適正化余地

公平・公正である。

水道法第 15 条に基づき需要者へ公平に給水するために行う業務であり, 適正に行われている。

②費用負担の適正化余地

公平・公正である。

水道収益により経費負担をしており、公平・公正である。

(4) 効率性評価

①事業費削減余地

削減できない。

修繕工事については、工事設計単価に基づき単価契約しており適正な価格となっている。 契約業者については、業務の性質上、市内の給水区域全域で複数個所・365 日・24 時間を想 定していることから複数の業者を確保する必要があり、入札による契約が困難である。

②人件費の削減余地

削減できない。

経年管更新事業等の取り組みにより老朽管の布設替を実施しているが、予算確保等の問題

もあり対応年数を経過した老朽管全てを布設替えするには至っておらず、維持管理の業務は 縮小できない状況にある。修繕工事は委託業者が実施するが、監督業務・バルブ操作・配管 状況の確認等は直営での作業が必要不可欠である。

(1) 改革改善の方向性

維持管理業務で想定されることは、施設の老朽化にともなう修繕費の増加である。今後、経年管更新事業等により、計画的な施設の更新を行うとともに、水道管も耐久性に優れた材質のものを布設していく。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

現在の修繕業務については対処的修繕が主で、予算上予防修繕を実施できない状況にある。 配水管の更新については国庫補助事業等により財源確保を図り、修繕費についても適切な予 算確保を図る。

(1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

配給水管の維持管理は、安定給水の確保や二次的事故防止のために必要な事業であり、今後 も継続して迅速な修繕対応に努める。

修繕が必要な箇所の早期発見と速やかな修繕対応が重要であり、関係者からの情報収集や現地パトロール等の強化のため、より効果的な業務のあり方について検討していく。

また,維持管理マニュアルの充実を図り,点検・維持管理業務や突発事故対応技術の向上を 図る。